

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲でその発令の日に受ける給料（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第22条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第24条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第25条に規定する休日給に相当する報酬及び第26条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。）とする。以下同じ。）の5分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>〔同左〕 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第22条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第24条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第25条に規定する休日給に相当する報酬及び第26条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。）の5分の1以下を減ずるものとする。</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。